

参考資料 観光地域づくりに関連する国の支援制度一覧

○観光地域づくりに関連する国の支援制度一覧

※平成19年度時点において確認できたもので、観光地づくりに関連すると思われるものを掲載しています。
 ※各制度の内容についてはHPより抜粋したものです。

省 庁	事業名・制度名	実施主体（対象）	主な概要
国土交通省	まちづくりコンサルティング事業	自治体、観光関係団体、NPO等	・各地方運輸局と地方整備局が地域を選定し、アドバイザー会議によるアドバイスを実施する。
国土交通省	ビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業	自治体等	・地域（地方公共団体等）が国（各地方運輸局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局））と連携して行う外国人旅行者の訪日を促進するための事業に対して、支援を行う。
国土交通省	「観光地域プロデューサー」モデル事業	原則として市町村	・地域の観光振興の牽引役となる人材を欲している地域と、観光地域プロデューサー希望者とのマッチングを促進する。
国土交通省	みなと振興交付金	港湾所在市町村（港湾管理者との連携も可）	・みなと振興交付金は、知恵と工夫をこらし“みなと”の振興を通じて地域の活性化を図る港湾所在市町村等の取り組みを支援するための制度。
国土交通省	日本風景街道（シーニック・バイウェイ）	・道路ならびにその沿道や周辺地域を舞台とし、地域の資源を活かした多様で質の高い風景の形成等に係わる活動を実施する全ての団体が参加可能。 ただし、日本風景街道に登録をするためには、「風景街道パートナーシップ」が申請主体となる必要がある。	・地域住民や企業と行政の協働により、①道の担う役割の復古・再生、②地域の資産の活用、③新たな、多様な価値の創造、④使われ方の負の遺産の清算等を目的として、自然、歴史、文化、風景などをテーマに、「訪れる人」と「迎える地域」の豊かな交流による地域コミュニティの再生を目指し、美しい街道空間の形成を図ることを目指す取組。
国土交通省	地域自立・活性化交付金	都道府県が作成した広域的地域活性化基盤整備計画に基づき、都道府県が実施する事業の費用に充当するために本交付金を交付する。	・生産・物流機能の強化、観光の活性化、都市・農村交流の促進等、拠点となる施設で行われる広域的な人の往来や物資の流通を通じた地域の活性化を図る上で、必要となる基盤整備等を支援する。
国土交通省	地域住宅交付金	都道府県、市町村	・地方公共団体が主体となり、公営住宅の建設や面的な居住環境の整備など地域における住宅政策を自主性と創意工夫を活かしながら総合的かつ計画的に推進することを支援する。
国土交通省	道の駅	案内・サービス施設の設置者は市町村又は市町村に代わり得る公的	・一定水準以上のサービスを提供できる休憩施設を「道の駅」として登録し広く案内するこ

省 庁	事業名・制度名	実施主体（対象）	主な概要
		な団体であること	とにより、道路利用者の利便性の向上と施設の利用促進を図り、安全で快適な道路交通環境の形成並びに地域の振興に寄与することを目的とする。
国土交通省	桜つつみモデル事業	対象施設： ・良好な水辺空間の形成を図り、併せて堤防の教化及び土砂の備蓄等水防活動に必要な機能等を整備のために設置する堤防側帯。 ・植樹その他地域住民が水辺空間に親しむための施設。	・水辺は貴重な水と緑の空間であり、河川の清涼な流水と緑の堤防は地域社会の憩いの場等として重要な役割を果たしてきた。しかし、河川地域の市街化等に伴い、緑が減少しつつあることから、近年良好な水辺空間の整備の一環として、堤防及びその周辺の緑化に対する養成には非常に強いものがある。このため、特に周辺の自然的、社会的、歴史的環境との関連から堤防の緑化を推進することにより良好な水辺空間の形成を図る。
国土交通省	水辺の楽校	国、都道府県、市町村	・「子どもの水辺」再発見プロジェクトの趣旨に鑑み、「子どもの水辺」における子どもたちの河川利用の促進、体験活動の充実を図るにあたって水辺の整備が必要となる場合について、当該箇所を「水辺の楽校」として整備し、活動のより一層の推進を図る。
国土交通省	水辺プラザの整備	市町村	・市町村にある水辺の魅力を最大限に引き出す整備により、そこを訪れたいくなるような、地域交流の拠点となる「にぎわいのある水辺」を創出する。
国土交通省	観光地域づくり実践プラン 観光ルネサンス事業	市町村（関係者からなる「広域連携観光交流推進協議会」を設置する）	・「観光地域づくり実践プラン」は、官民が一体となって取り組む観光を軸とした地域づくりの立ち上げ段階で、「観光ルネサンス補助制度」は、主に民間組織が行う観光振興の取り組みに対して実施の段階で、それぞれ支援を行う。
国土交通省	観光基盤施設整備事業 （国際交流拠点の整備）	補助事業者都道府県（市町村が整備主体の場合には間接補助事業）	・外客来訪促進地域を訪れる外客に対し、当該地域の紹介及び外客のニーズに応じた同地域の観光ルート等の情報提供、同地域のテーマを反映した文化、歴史、伝統芸能等を直接体験できる施設を整備する
国土交通省	観光基盤施設整備事業 （快適観光空間の整備）	補助事業者都道府県（市町村が整備主体の場合には間接補助事業）	・外客来訪促進地域を訪れる外客に対し、ルート化された生きた街を散策してもらい人々の生活に触れ、住民との交流を図るといった街を舞台とした真の国際交流ができる魅力ある観光地づくりを行う。

省 庁	事業名・制度名	実施主体（対象）	主な概要
国土交通省	観光基盤施設整備事業 （広域観光テーマルートの整備）	補助事業者都道府県（市町村が整備主体の場合には間接補助事業）	・一定地域内に自動車旅行ルートを設定し、旅行者に対し、観光資源や観光施設等の情報提供する施設を整備するもので、旅行者が容易に目的地に到達するとともに周辺の観光施設の活性化に資するもの。
国土交通省	観光基盤施設整備事業 （バリアフリー観光空間の整備）	補助事業者都道府県（市町村が整備主体の場合には間接補助事業）	・観光客が集中する地域において、高齢者等も快適にかつ安心して散策しながら観光できる空間形成を図るため、観光資源が散在し、高齢者でも歩いて回れる散策ルートを形成している地域を対象に、バリアフリー型トイレの重点的整備や、自治体が保有する観光案内所、休憩施設等のバリアフリー化等について、高齢者等にとっても快適な観光ルート整備を行う。
国土交通省	まちづくり交付金	市町村（特別区を含む）	・地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度 ・市町村が作成した都市再生整備計画に基づいて実施される事業に対して交付金を交付する制度
国土交通省	街なみ環境整備事業	地方公共団体 ・街なみ環境整備促進区域：面積が1ha以上であり、かつ要件（要綱に記載あり）に該当する区域 ・街なみ環境整備事業地区：街なみ環境整備促進区域内において、地区の面積が0.2ha以上であり、かつ、区域内の土地所有者等により街づくり協定が締結されている地区	・生活道路等の地区施設が未整備であったり、住宅等が良好な美観を有していないなど、住環境の整備改善を必要とする区域において、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、地区住民の発意と創意を尊重したゆとりとうるおいのある住宅市街地の形成を図ります ・事業内容：地区内の権利者等で構成される協議会組織による良好な街なみ形成のための活動に対する助成、街なみ環境整備方針及び街なみ環境整備事業計画の策定、生活道路や小公園などの地区施設整備、地区住民の行う門、塀等の移設や住宅等の修景に対する助成。
国土交通省	まちづくり計画策定担い手支援事業	土地所有者等、まちづくNPO・公益法人、営利を目的としない法人	・密集市街地等において、地権者組織等による都市計画の提案素案の作成を支援することにより、市町村による地区計画等の都市計画決定を促し、これにより自律的な建替を促進

省 庁	事業名・制度名	実施主体（対象）	主な概要
			し、市街地の整備改善等を図る
国土交通省	地域資源活用構想策定等支援調査	原則複数の市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域活力再生推進調査の一環として、地域資源を活用した活力と誇りの持てる自立的な地域づくりの取り組みを調査・支援するもの。具体的には、地域資源を活用した地域づくりの構想策定、地域づくりの「きっかけ」となる活動について、地域の状況に応じ地元官民一体となった取り組みを調査分析し、その情報発信等を通じた施策展開を図ることを目的とする。
国土交通省	都市地方連携推進事業	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 都市と地方の農山漁村の市町村等が連携して交流推進に取り組む事業とし、調査費（都市地方連携プログラム策定経費）、設計費、工事費、地域活動等推進費（ソフト事業経費、社会実験経費）、事務費に対し補助。 住民・NPO等の連携で実施される先導的な交流事業のソフト・ハード両面を一体的に支援。
国土交通省	地域づくりインターン事業 （若者の地方体験交流支援事業）	市町村	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくりに熱心な地域に、大学生や大学院生を中心とした20～35歳までの三大都市圏に居住する若者を体験調査員として派遣。 地域で進められている地域づくり活動や、地域産業の体験、地域住民との交流などに参加し、地域の魅力を理解する。
国土交通省	景観形成総合支援事業	以下の2点を満たす市町村 <ul style="list-style-type: none"> 国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域 景観法に基づく景観重要建造物又は観重要樹木（確実に指定されると認められるものを含む。以下同じ。）の存する地域 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の保全活用（景観重要建造物の修理や景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置等）を中心とした取組を支援する。
国土交通省	地域振興アドバイザー派遣制度	以下に該当する市町を対象に派遣 <ul style="list-style-type: none"> 一から地域づくりを行うため、その推進体制を整備しようとする市町村 長年地域づくりに取り組んで壁にぶつかっている市町村 一定の成果をおさめて更に高次の地域づくりに取り組んでいこうとしている市町村 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活性化・交流を促進するために、様々な課題を抱えている市町村へ各分野の専門家を派遣。 専門家から助言をしてもらうことにより、自主的な地域づくり活動等を側面から支援し、地域の活性化に資することを目的とする。

省 庁	事業名・制度名	実施主体（対象）	主な概要
		<ul style="list-style-type: none"> ・地方拠点都市地域 ・中心市街地の活性化を課題としている市町村 ・山村第3セクターの経営等を課題としている市町村 ・市町村合併検討地域及び合併後の地域づくりを課題としている地域 ・リゾート整備を進めている地方公共団体 	
国土交通省	水辺の交流拠点整備～リバーツーリズムの推進、体験活動の推進～	国、都道府県、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・リバーツーリズムの振興を図るため、川で活動するさまざまな主体の参画による、地域が連携した安全で楽しい水面利用を推進するとともに、自然豊かな水辺において環境学習や自然体験活動を推進を目的とする。また、河川本来の自然環境の整備・保全や周辺の景観との調和を図りつつ、地域社会と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る。
国土交通省	水源地域ビジョンの策定・推進	実施主体：ダム事業者・管理者、流域の自治体、住民、関係行政機関及びNPO等ができる範囲で役割分担にて実施。	<ul style="list-style-type: none"> ・ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図るとともに、流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図るために、流域住民、関係行政機関等連携して「水源地域ビジョン」を策定し、推進することを目的とする。
国土交通省	マイタウンマイリバー整備事業	都道府県、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・大都市等の中心市街地及びその周辺部の河川のうち、改修が急務でありかつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、また周辺の市街化の状況等からみて、沿川における市街地の整備とあわせて河川改修を進めることが必要かつ効果的と考えられる河川について、水辺環境の向上に配慮した河川改修を行う。
国土交通省	歴史的価値を有する砂防設備の保存・利活用による地域活性化の促進	国、都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・文化庁と連携し、近年増加傾向にある文化財登録を受けた砂防設備の機能維持とあわせ、周辺環境の整備を実施し、特色ある地域の観光資源としての歴史的価値を有する文化財にふさわしい保存・利活用を通して、地域の活性化を支援する。
国土交通省	ウォーキング・トレイル事業	地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> ・国民の歩くニーズに応え、歩くことを通じた健康・福祉活動を支援するとともに、魅力あ

省 庁	事業名・制度名	実施主体（対象）	主な概要
			<p>る地域づくりを図るため、生活者がゆとりと するおいの実感できる質の高い歩行空間を 形成することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩きやすさを十分配慮し、周辺景観や地域の 個性を活かした歩行者専用道路等の施設の 整備に対して支援を行う。
国土交通省	観光地域づくり実践プ ラン	国土交通省の重点的な支援を受 け、「観光地域づくり」を実施し ようとする市町村 （関係者からなる「広域連携観光 交流推進協議会」を設置する）	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客の増加、地域の経済活性化など を目的とした、観光を軸とした地域づくり （観光地域づくり）の取組みを支援する。 ・平成15、16年度に24カ所をモデル地域に指 定した「観光交流空間づくりモデル事業」を 地域づくりの取組みに発展させたもので、 17年度に9カ所、今年度は新たに4カ所が選 定されている。プランの応募登録締切は4月 5日で、6月下旬以降に選定。
国土交通省	まちめぐりナビプロジ ェクト	単一又は複数の地方公共団体また は国の行政機関が設置する関係者 からなる協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等を利用した観光客への情報提供の高度 化による移動支援を図り、もって先進事例と して地域の観光振興を推進することを目的 とする。 ・対象事業：観光情報提供のための体制の構築、 通りの名前を利用した道案内、携帯電話等 を利用した歩行者の移動支援、交差点標識 とカーナビ等を連携させた案内システムの 構築、観光活性化標識ガイドラインを踏ま えた情報提供の充実、標識や電子媒体等 様々なメディアが連携・補完できる情報提供 システムの構築、外国人を含めた観光客に 対する防災情報ネットワークの整備、観光 案内施設によるきめ細かな情報提供 など
内閣府	地方の元気再生事業	地域固有の実情に即した先導的な 地域活動等幅広い取組に関する提 案を公募。	<ul style="list-style-type: none"> ・地方再生の取組を進める上で最大の隘路とな るプロジェクトの立ち上がり段階を対象と して、これまで包括的・総合的な支援が必ず しも十分になされてこなかった、専門的な人 材の派遣、社会実験の実施などのソフト分野 を中心に、国が集中的に支援を行う。
総務省	地域再生マネージャー 事業	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村の地域再生を目的とする取組の推進に 資するため、当該取組に対する具体的・実務 的ノウハウ等を有する企業又は人材等に係 る情報として、ふるさと財団が市町村に提供 した企業等の情報の中から、市町村が「地域

省 庁	事業名・制度名	実施主体（対象）	主な概要
			再生マネージャー」を選定し地域再生に係る業務を委託する経費の一部を助成する。※平成20年度は新規募集なし
経済産業省	電源地域産業資源機能強化事業等補助金	都道府県・市町村・商工会議所等	・電源地域内における貸工場などの有効活用による産業の振興に資する事業実施に係る経費の一部を国が補助することで電源地域の振興を図る取り組みを支援する。
経済産業省	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業	組合等（商店街振興組合、商店街振興組合連合会等）、特定非営利活動法人（ソフト事業が対象）、社会福祉法人（ソフト事業のうち空店舗活用支援のみが対象）	・改正中心市街地活性化法に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組み中心市街地であって、商店街・事業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する取組について、「選択と集中」の視点から重点的に支援する。
中小企業庁	中小企業地域資源活用プログラム（地域資源活用売れる商品づくり支援事業）	都道府県が指定した地域資源を活用する地域	・地域の中小企業が有望な地域資源を活用して行う新たな事業展開を支援する。
中小企業庁	小規模事業者新事業全国展開支援事業	商工会及び都道府県商工会連合会	・地域の小規模事業者が、地域の資源を活用して、全国規模のマーケットを視野に入れた新事業展開を支援するため、商工会及び都道府県商工会連合会が小規模事業者と協力して行う特産品開発や観光開発、販路開拓などの取組に対し幅広い支援を行う。
総務省	頑張る地方応援プログラム	地方公共団体（市町村および都道府県）	・農林水産省、経済産業省、国土交通省など各省庁との連携による支援措置。 ・プロジェクト例：地場産品発掘・ブランド化プロジェクト（産地ブランド化、アンテナショップによる地域ブランドの情報発信）、定住促進プロジェクト、（空き家バンク、長期滞在型生活体験プログラム、地域の生活環境・魅力等の情報発信、首都圏での田舎暮らし説明会の開催）、観光振興・交流プロジェクト（グリーンツーリズム、郷土料理体験セミナー、教育ファームの開催、食や伝統芸能を活かした観光ルートの設定、観光情報の発信、外国人観光客向けの通訳ガイドの育成）、まちなか再生プロジェクト（中心市街地における空き店舗活用によるコミュニティや賑わいの場の整備、まちづくりファンドによる地域の担い

省 庁	事業名・制度名	実施主体（対象）	主な概要
			手の支援)、環境保全プロジェクト(住民・企業との協働による環境保全活動、エコツーリズム、環境教育の実施)
文化庁	文化芸術による創造のまち支援事業	申請者：市区町村実行委員会（実際の申請は都道府県教育委員会を通じて行う） 実施主体：文化庁と都道府県、市区町村との共催（本事業を実施のため、市区町村において、市町村、文化団体及び文化施設等により構成される実行委員会を組織する）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における文化芸術の創造、発信及び交流を通じた文化芸術活動の活性化を図ることを目的とする。 ・対象事業：① 人材育成（地域文化リーダー（指導者）の育成）、② 団体育成（地域の文化芸術団体の育成）、③ 発信交流（シンポジウムなどによる発信・交流）
文化庁	NPOによる文化財建造物活用モデル事業	NPOおよび法人格を有しないが <ul style="list-style-type: none"> ・定款、寄付行為に類する規約を有する団体 ・団体の意思決定、執行する組織が確立されている団体 ・自ら経理し、監査する仕組みを有する団体 ・活動の拠点となる事務所を有する団体 	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人等から文化財建造物の活用事業案を募集し、独自性や創造性に富み、実現性に優れたものを選定してモデル事業として委嘱する。 ・対象となる文化財建造物は、国指定重要文化財、国登録有形文化財、重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物のいずれかに該当するもの。
農林水産省	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	都道府県、市町村又は都道府県若しくは市町村からその経費の一部に対して補助を受けて交付対象事業を実施する農林漁業団体等	・農山漁村における定住や二地域居住、都市との地域間交流を促進することにより、農山漁村の活性化を図るため、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律が制定された。このことを受け、都道府県又は市町村が創意工夫を活かし、地域住民の合意形成を基礎として作成する活性化計画に基づく取組を総合的かつ機動的に支援する。

省 庁	事業名・制度名	実施主体（対象）	主な概要
農林水産省	農村振興総合整備事業	都道府県、市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ・農村振興の目的を明確にし、その達成のため、住民参加の下、関係府省間の連携を図りつつ、農村地域の情報化、高齢者福祉、環境等多様なニーズに対応した整備を総合的に推進する。
農林水産省	新山村振興等農林漁業特別対策事業	市町村，都道府県，農業協同組合，森林組合，漁業協同組合，農林漁業者の組織する団体，第3セクター等	<ul style="list-style-type: none"> ・山村等中山間地域の振興を一層促進するため、地域の個性を活かした多様な地域産業振興、山村・都市交流とこれを支援する豊かな自然環境、地域の担い手の確保に重点を置いた総合的な地域振興政策を展開する。 ・事業内容：ソフト活動の支援、農林漁業振興のための施設整備、新しい地域産業振興のための施設整備、山村・都市交流促進のための施設整備、農林地・自然景観保全のための施設整備、生活環境向上のための施設整備、高齢者・女性対策の推進のための施設整備等。
農林水産省	美しいむらづくり支援事業	都道府県、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・持続的な農業が展開される美しいむらづくりを実現するため、地域住民等の能力構築等を通じ、地域の取組への技術的支援や地域体制づくりを支援する。
農林水産省	美しいむらづくり総合整備事業	市町村（但し、フォレスト・コミュニティ総合整備統合補助事業を含む場合は、森林組合等を含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ・活力ある農林水産業の持続的な発展を図るとともに、自然環境や景観にも優れた美しいむらづくりを実現するため、地方公共団体、地域住民などの多様な主体の参画により、生産基盤と生活環境等を総合的に整備する。
農林水産省	むらづくり交付金	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が主体となった個性あるむらづくりを推進するため、市町村が自ら設定した目標・指標に基づき、自ら提案する施設整備を含めた総合的な事業を実施できる仕組みの導入等により、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施する。
農林水産省	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	NPO法人、農業協同組合、森林組合、水産業協同組合、土地改良区、地方公共団体が出資する団体等（公募）	<ul style="list-style-type: none"> ・都市住民の農村への定住を促進するとともに、定住者の活用や地域における多様な主体の連携により、農村と地域の企業との連携による新たな事業の創出などの取組を推進する。 ・事業内容 1. 都市から農村への定住等の促進 空き屋等の生活情報の総合的な提供、定住後の地域活動への参画や地域での起業促進に向け

省 庁	事業名・制度名	実施主体（対象）	主な概要
			<p>た体制整備、企業等との連携による長期滞在プログラムの策定等地域の民間団体が行う農村への定住促進活動を支援する。</p> <p>2. 地域産業との連携の推進</p> <p>農村と地域企業との連携による農業分野にとどまらない新たな事業の創出など、農村の地場資源と地元人材等を活かした多様な主体による地域連携活動を進めるため、体制整備や普及啓発、調査検討、人材育成など、NPO法人や団体等の民間主導による地域づくりの取組を支援する。</p>
農林水産省	広域連携共生・対流等対策交付金	NPO法人、公益法人、商工会議所、農協等	<p>・都道府県域を越えて、都市と農村の多様な主体が参加して行う、共生・対流を一層推進する広域連携プロジェクトを支援する。</p> <p>・事業内容</p> <p>1. 都市と農村の広域連携プロジェクト等の支援（ソフト）</p> <p>①広域連携支援事業、②情報発信機能強化支援事業、③都市農村交流技術的支援事業</p> <p>2. 共生・対流の一層の推進と都市農業振興のための条件整備（ハード）</p> <p>①広域連携共生・対流等推進交付金等による都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組を実現するために必要な施設等の整備を支援、②都市部での農業振興に必要な施設等の整備を支援</p>
林野庁	風格ある美しい山村づくりモデル事業	都道府県	<p>山村の魅力である景観に着目し、都道府県を通じて、地域住民が行う景観づくり活動等の成果の検証・実証調査や、市町村職員、地域住民等を対象とした人材育成、景観に関する情報発信・普及啓発を実施する。</p> <p>1・地域住民が行う景観づくり活動等の検証、実証調査</p> <p>2・地域の景観を維持・再生していく人材の育成</p> <p>3・地域の景観に関する情報発信・普及啓発</p>

省 庁	事業名・制度名	実施主体（対象）	主な概要
林野庁	山村コミュニティ活性化モデル事業	都道府県、市町村、森林組合、森林組合連合会、地方公共団体が出資する法人	<ul style="list-style-type: none"> ・集落間の連携強化による魅力ある地域づくりを推進するため、地域のマスタープランに基づき行われる、①Ｉターン者等の受け入れ促進活動、②山村ボランティア活動、③木質バイオマス等の自然エネルギーの活用に対する支援。 ・山村地域に賦存する森林資源等を活かした新たな産業の育成
林野庁	共生林の多様な利用活動推進事業	都道府県、市町村等	<ul style="list-style-type: none"> ・森林と人との共生林の整備に向けた条件整備やNPO等を対象とするモデル公募事業を実施するとともに、里山林等を活用した健康づくりを行う「健康と癒しの森」推進モデル事業を実施することにより、森と人との共生林における多様な利用活動を推進する。 ・事業内容：1「森林と人との共生林」の整備に向けた条件整備、2「健康と癒しの森」推進モデル事業
林野庁	森林空間総合整備事業	都道府県、市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化・高度化する国民の要請に応えた森林空間を創出するため、森林環境教育促進の観点、健康づくりの観点、里山林整備の観点から、地域の実情に応じた望ましい森林空間の整備を推進する。
林野庁	山村力（やまぢから）誘発モデル事業	各事業により異なる	<ul style="list-style-type: none"> ・山村と都市が連携した交流活動、定住者の受入体制の整備等に関する意欲的で先導的な地域の取組を林野庁が直接公募・支援する「山村力誘発モデル直接支援事業」や他の地域における取組の誘発並びに山村活性化に資する人材育成を図るため「山村力コンクール」「相談窓口サービス」「先進事例の調査、提供」「交流・定住情報の提供」及び「山村塾（地域おこしプランの策定と実証活動及び活動を通じた人材育成）」の公募・支援を行う。